

改正滋賀県公害防止条例の施行に係る説明会

次 第

- 1 あいさつ
- 2 滋賀県公害防止条例の改正について
(その他の改正事項等について)
- 3 質疑応答

日 時	会 場
平成20年6月24日(火) 9:30~11:30	男女共同参画センター 視聴覚室
平成20年6月24日(火) 14:00~16:00	草津市民交流プラザ 大会議室
平成20年7月 9日(水) 13:30~15:30	県庁新館7階 大会議室
平成20年7月10日(木) 13:30~15:30	甲賀県事務所 4-A会議室
平成20年7月11日(金) 13:30~15:30	彦根勤労福祉会館 4階会議室

滋賀県公害防止条例および施行規則の改正等の概要

第1章 総則

●特定施設の定義の明確化(第2条第3項、規則第3条、規則別表第1)

- ①別表第1中第63項の3(石炭火力発電の排ガス洗浄施設)および第71項の4(産廃処理施設関係)を追加
- ②第79項を削除して第23項の2(印刷業等の自動式フィルム現像洗浄施設等)に集約
- ③第81項と第71項の2(試験研究関係の洗浄施設等)の整理
- ④第71項の5と第71項の6に規定される物質にジクロロメタンを追加

※これまで第79項として届出を受け付けてきたものについては第23項の2として、第81項として届出を受け付けてきたものの一部については第71項の2と見なすこととします。
このことから、この改正事項に関連する使用届については不要です。

(定義)第2条第3項

この条例において「特定施設」とは、工場または事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水または廃液を排出する施設であつて規則で定めるものをいう。

- (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項第1号に規定する物質その他の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
- (2) 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目その他水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
(→規則第4条 アンチモン含有量)

規則別表第1(抜粋)

23の2 新聞業、出版業、印刷業または製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 自動式フィルム現像洗浄施設
- ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- ハ 自動式印刷施設(イまたはロに掲げるものを除く。)
- ニ 混合施設

) 旧 79項

第2章 公害発生源の規制等

第1節 規制の基準

●排水水の総量に関する基準を廃止

湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)に基づく汚濁負荷量規制が既設の事業場も含めてすべての湖沼特定事業場に適用されたことから、条例による総量基準を廃止しました。

規制値は旧総量基準と同レベルとしました。既得の最大排水量 Q_0 を確認願います。

→湖沼法関連の汚濁負荷量規制基準 : 平成20年3月31日滋賀県告示第220号

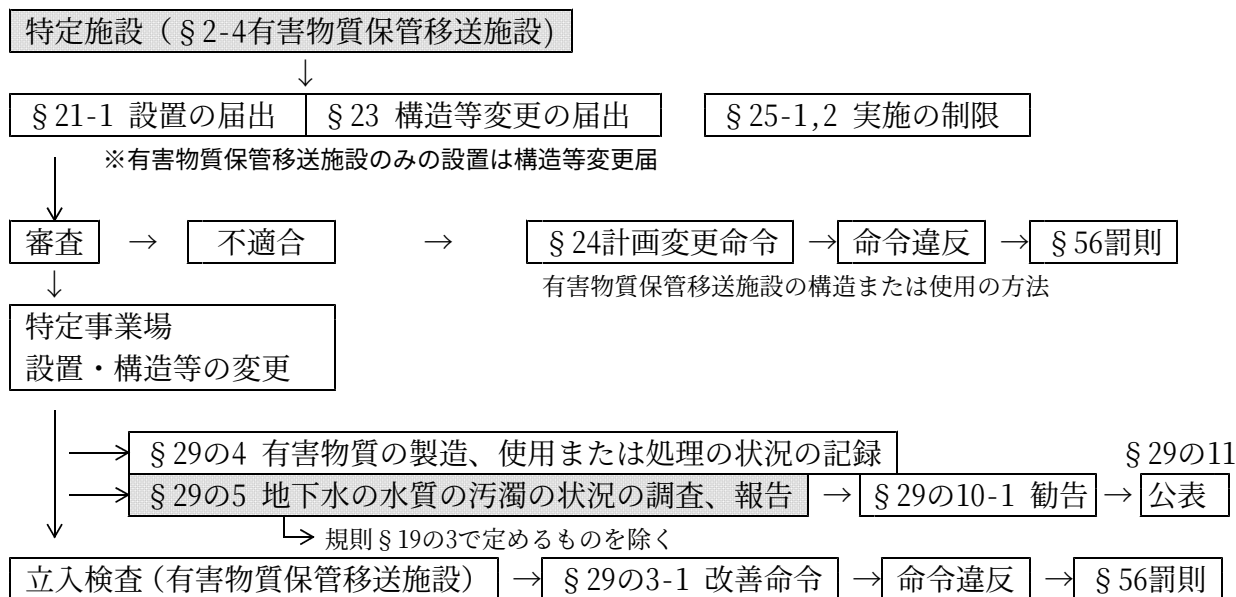
●ほう素、弗素およびアンモニア等に関する排水基準(第9条、規則第9条)

ほう素及びその化合物、弗素及びその化合物およびアンモニア等(アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物)を、条例第2条第3項第1号において有害物質と規定し、排水基準を次のとおりとしました。(規則別表第6)

ほう素およびその化合物 (単位1リットルにつきミグラム)	弗素およびその化合物 (単位1リットルにつきミグラム)	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物 (単位1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計に関して1リットルにつきミグラム)
10	8	100

第3節 排出水の排水の規制

●有害物質保管移送施設からの地下浸透の防止



- ・第21条 設置届出の内容に有害物質保管移送施設を追加
- ・第23条 構造等変更届出も同様
- ・第24条 計画変更命令に有害物質保管移送施設の構造または使用の方法に関する内容を追加
- ・第29条の4には罰則規定はない。

第2条第4項 この条例において「有害物質保管移送施設★」とは、前項第1号に規定する物質（以下「有害物質」という。）を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する工場等（以下「有害物質使用特定事業場」という。）内において有害物質使用特定施設に係る有害物質の保管または移送の用に供する施設をいう。

「有害物質」→ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質（カドミウム等26項目）

★破損した場合に漏えいによる甚大な影響を招くおそれがあるものとして、有害物質使用特定施設に直接接続された有害物質または有害物質を含む液体（有害物質等）を移送する配管および有害物質等を貯留するタンク等の保管施設をいいます。

事務手続き

1. 有害物質保管移送施設に係る届出

(1) 既設事業場

- | | | |
|--------|-----------------------------|------------------|
| ①経過措置 | 使用の届出（付則第2項） | 施行後30日以内（9月1日）まで |
| ②施設の設置 | 構造等変更届出（第23条） | |
| ③施設の変更 | 構造等変更届出（第23条） | |
| ④施設の廃止 | 特定施設（有害物質保管移送施設）使用廃止届（第26条） | |
- （特定施設の使用の方法の変更が伴う場合、構造等変更届出も併せて提出）

※7 付則第7項 既設工場の改善命令（第29条の3第1項）の猶予 6月間

(2) 新設事業場

- ①工場の設置 設置届出（第21条第1項）に併せて届出
- 以下は、(1)の②以下に準じる。

2. 地下水の水質の汚濁の状況の調査（第29条の5）

- (1) 調査の義務が課せられるもの 有害物質使用事業者（規則§19の3で定めるものを除く）
- (2) 報告をしないものに対する勧告（第29条の10第1項）
- 条例施行後1年後までに報告を求めることとし、それまでは勧告の対象としない。

◎有害物質保管移送施設の構造の基準

- ①保管施設は、床面から離して設置する等漏えいを確認できる構造であること。
- ②保管施設を設置する場所の床は、コンクリート造り等であって、表面は耐性のある材質で被覆が施されている構造であること。
- ③保管施設の設置場所の周囲は、防液堤、流出防止溝またはためますを設けた構造であること。
- ④移送配管は、移送過程での漏えいを目視により確認できる構造であること。
- ⑤ポンプで圧送する場合には、必要に応じて、ウォーターハンマー対策を講じること。
- ⑥移送する有害物質等の温度が変化する場合、接続部や異形管の防護が充分であること。

◎有害物質の製造、使用または処理の状況の記録（第29条の4）

記録に用いる帳票は、規則第19条の2第1項に定める項目（①取り扱う有害物質の種類、②製造し、使用し、または処理した有害物質の量、③有害物質使用特定施設の種類の、④有害物質使用特定施設の使用期間）を網羅していれば既存の帳票を用いて差し支えありません。

◎監視井戸（第29条の5、規則第19条の3関係）

- ①原則として、有害物質使用特定施設の下流側に近接する地点（20m程度以内の地点）と敷地境界の2地点に設置
- ②第1難透水層より上の地下水を採取
- ③敷地が狭いため2地点が近接する場合（20m程度以内）は1地点であっても差し支えない。
- ④敷地内に有害物質使用特定施設が分散して（20m程度以上）設置されている場合には、それぞれの施設の下流側近傍に設置
- ⑤上記の条件を満たす井戸が既に存在する場合には、監視井戸として差し支えない。
- ⑥水質の調査においては、基礎的な情報である水温、pHおよび電気伝導率を同時に測定

（地下水の水質の汚濁の状況の調査）

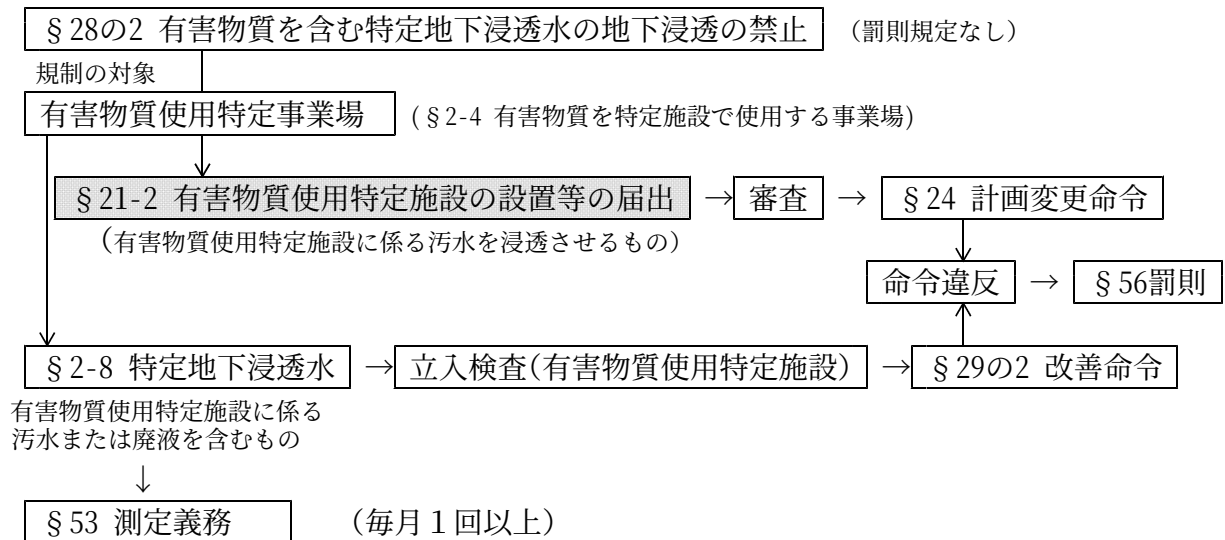
第29条の5 有害物質使用事業者（規則で定める者を除く。第29条の10第1項において同じ。）は、規則で定めるところにより、有害物質使用特定事業場の敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

（地下水の水質の汚濁の状況の調査）

規則第19条の3 条例第29条の5の規則で定める者は、次に掲げる有害物質使用特定施設のみを設置する有害物質使用事業者とする。

- （1）次に掲げる特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、配管等有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない他の施設から独立した構造のもの
 - ア 別表第1第23項の2イ（自動式フィルム現像洗浄施設）等に掲げる施設
 - イ 別表第1第23項ル（排ガス洗浄施設）等に掲げる施設
 - ウ 別表第1第24項ホ（湿式集じん）等に掲げる施設
 - （2）別表第1第68項の2ロ（病院 洗浄施設）等に掲げる特定施設であつて、配管等有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む濃厚な汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない構造のもの
 - （3）建物の2階以上に設置される特定施設であつて、当該設置される階以外の階からの配管等の有害物質を当該施設へ供給するための系統を有せず、かつ、当該施設で製造し、使用し、または処理された有害物質または有害物質を含む汚水等を当該施設から排出または排水するための系統を有しない他の施設から独立した構造のもの
 - （4）アンモニアもしくはアンモニア化合物、亜硝酸化合物または硝酸化合物を製造し、使用し、または処理する特定施設
- 2 条例第29条の5の調査は、次に定めるところによる。
- （1）敷地内の地下水の有害物質による水質の汚濁の状況の調査は、地下水の水質の汚濁の状況の監視のための井戸（以下この項において「監視井戸」という。）の水の汚染状態の測定により行うこと。
 - （2）監視井戸の水の汚染状態の測定は、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）に定める方法により年1回以上行うこと。
 - （3）監視井戸の水の汚染状態の測定の対象となる有害物質は、有害物質使用特定施設において製造し、使用し、または処理する有害物質（次のアからエまでに掲げる有害物質にあつては、当該有害物質の区分に応じ、当該アからエまでに定める物質を含む。）とする。
 - ア テトラクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン およびトリクロロエチレン 以下省略。

●特定地下浸透水の浸透の禁止



(定義)

第2条第8項

この条例において「特定地下浸透水」とは、有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水または廃液（これら処理したものを含む。）を含むものをいう。

(特定地下浸透水の浸透の制限)

第28条の2 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第24条の規則で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

→要件：水質汚濁防止法の検定方法で、有害物質が検出されること（規則第16条）

事務手続き

1. 有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者

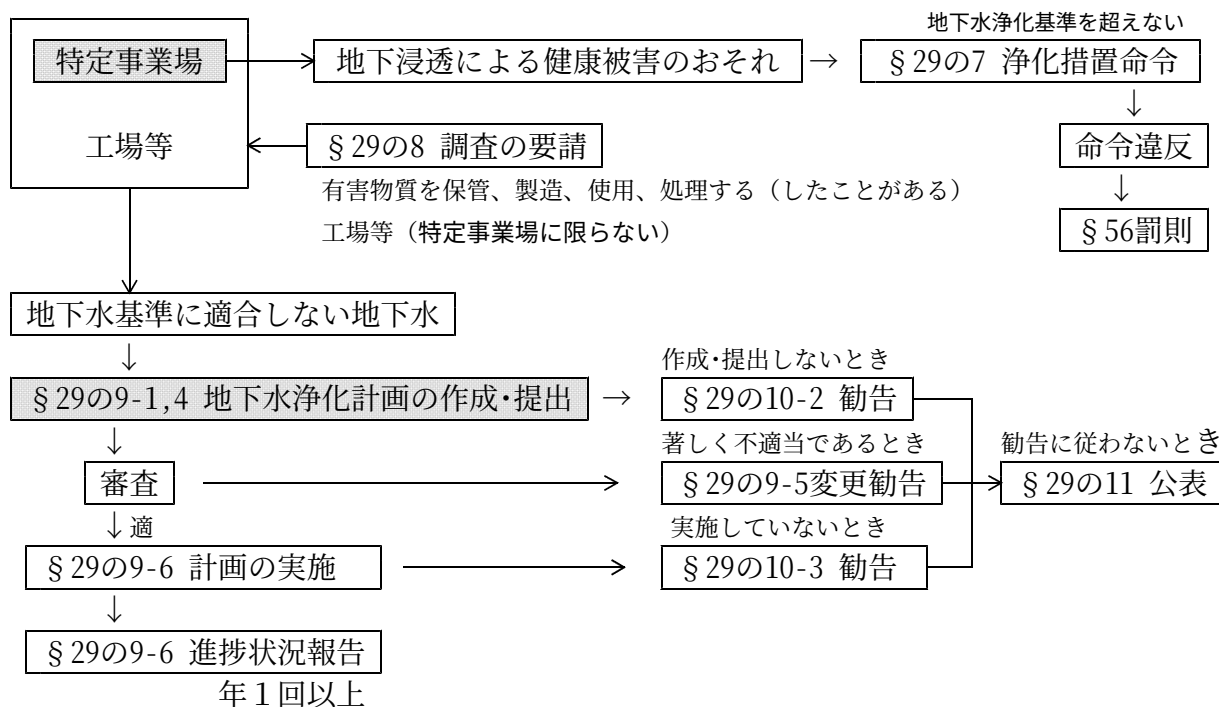
(1) 既設工場

- ①経過措置 使用の届出（付則第3項） 施行後30日以内（**9月1日**）まで
- ②施設の設置 設置届出（第21条第2項）
- ③施設の変更 構造等変更届出（第23条）
- ④施設の廃止 特定施設（有害物質保管移送施設）使用廃止届（第26条）

※付則第6項 既設工場の浸透制限(第28条の2)、改善命令(第29条の2第1項)の6月猶予

(2) 新設工場 上記②から③に同じ

●地下水の汚染の浄化措置



- ・地下水浄化基準（規則第19条の4第2項） 規則別表第11の2
- ・地下水基準（第29条の8、規則第19条の5） = 地下水浄化基準・・・必要な限度
- ・地下水浄化計画（第29条の9） 計画に記載の必要な事項は以下のとおり。
 - ・汚染の状況
 - ・拡大の防止または浄化の『区域・浄化の方法・浄化の工程・環境保全対策』

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第29条の7 知事は、特定施設を設置している工場等（以下「特定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

（報告および調査の要請）

第29条の8 知事は、有害物質による水質の汚濁の状態が規則で定める基準（以下「地下水基準」という。）に適合しない地下水があると認める場合は、当該有害物質を現に保管し、製造し、使用し、もしくは処理し、または過去に保管し、製造し、使用し、もしくは処理していたことがある工場等であつて、当該水質の汚濁の状態の原因がその敷地内にある可能性があるものの設置者に対し、当該有害物質の保管、製造、使用もしくは処理の状況その他規則で定める事項を報告し、または当該有害物質によるその敷地内の地下水の水質の汚濁もしくは土壌の汚染の状況について調査し、その結果を報告するよう要請することができる。

（地下水浄化計画）

第29条の9 知事は、工場等において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、地下水の有害物質による水質の汚濁の状態が地下水基準に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該工場等の設置者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、当該水質の汚濁の状態が地下水基準に適合することとなるよう地下水の水質を浄化するための計画（以下「地下水浄化計画」という。）を作成するよう求めることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該工場等の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

- 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があつた時において当該工場等の設置者であつた者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、地下水浄化計画を作成するよう求めることができる。
- 第1項または第2項の規定により地下水浄化計画の作成を求められた者は、地下水浄化計画を作成したときは、速やかにこれを知事に提出しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

第3章 土壌の汚染の改善のための措置

(定義)

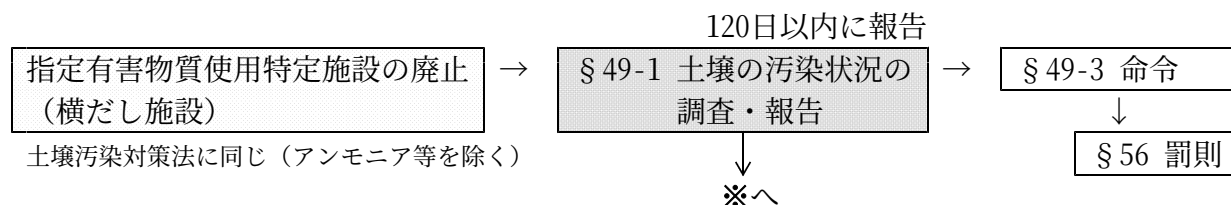
第2条第6項

この条例において「指定有害物質使用特定施設」とは、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する物質その他それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下「指定有害物質」という。）を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設をいう。

→現在のところ、（条例）指定有害物質 = （土壌汚染対策法）特定有害物質
（25項目）

【指定有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査】 第49条

(指定) 有害物質使用特定施設 { 水質汚濁防止法の特定施設 → 土壌汚染対策法 第3条
公害防止条例の特定施設 → 条例 第49条



(指定有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査)

第49条 使用が廃止された指定有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるものを除く。以下この条において同じ。）に係る工場等の敷地であつた土地の所有者、管理者または占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該指定有害物質使用特定施設を設置していたものまたは次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の指定有害物質による汚染の状況について、土壌汚染対策法第3条第1項の指定を受けた者（次条において「指定調査機関」という。）に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の指定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合は、この限りでない。

(土壌の指定物質による汚染の状況の調査の方法) → 土壌汚染対策法の方法による

規則第29条の3 条例第49条第1項本文および第50条第1項本文の規則で定める方法は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第3条から第11条までに定めるとりとする。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

規則第29条の4

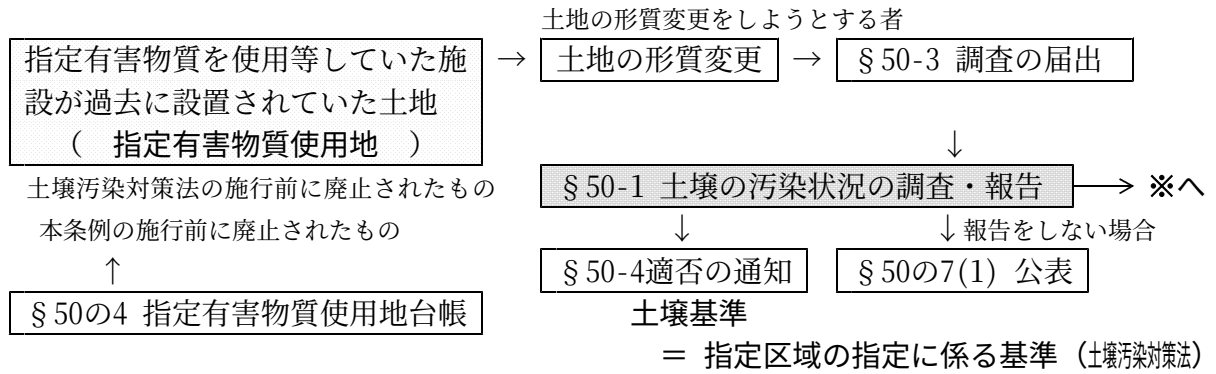
条例第49条第1項ただし書または第50条第1項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、滋賀県公害防止条例第49条第1項（第50条第1項）ただし書の確認申請書（別記様式第16号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、当該申請に係る土地が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、条例第49条第1項ただし書または第50条第1項ただし書の確認をするものとする。

【概略（原文改変）】

- (1) 工場等の敷地として利用されること。
- (2) 小規模な工場等において、事業の用に供されている建築物と当該工場等の設置者の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、または近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地として利用されること。
- (3) 鉱山保安法に規定する鉱山もしくは附属施設の敷地または鉱山のうち鉱業権の消滅後5年以内であるものもしくは同法第39条第1項の命令に基づき土壌汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものの敷地であつた土地であること。

【土地の形質変更時の調査】 第50条



(土地の形質変更時の調査)

第50条 使用が廃止された特定施設（土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であるものおよび滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例（平成19年滋賀県条例第53号）の施行前に使用が廃止された特定施設であるものに限る。）であつて、その廃止時において同項第1号に規定する物質であつたもの（指定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、または処理していたものが設置されていた工場等の敷地であつた土地（以下「指定有害物質使用地」という。）において、土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該指定有害物質使用地の土壌の指定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に規則で定める方法により調査させ、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該指定有害物質使用地において予定されている利用の方法からみて土壌の指定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合は、この限りでない。

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 過去において前項の規定に基づく調査またはこれに相当するものとして知事が認める調査（以下これらを「土壌調査」という。）を実施したことがある指定有害物質使用地において行う行為
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(土地の形質変更時の調査を要しない行為)

規則第29条の8

条例第50条第2項第2号の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当しない行為とする。

- (1) 土壌の当該指定有害物質使用地外への搬出をすること。
- (2) 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- (3) 当該指定有害物質使用地のうち土地の形質の変更に係る部分の面積の合計が100平方メートル以上であり、かつ、当該部分の深さが50センチメートル以上であること。

↑
土壌汚染対策法 10平方メートル以上

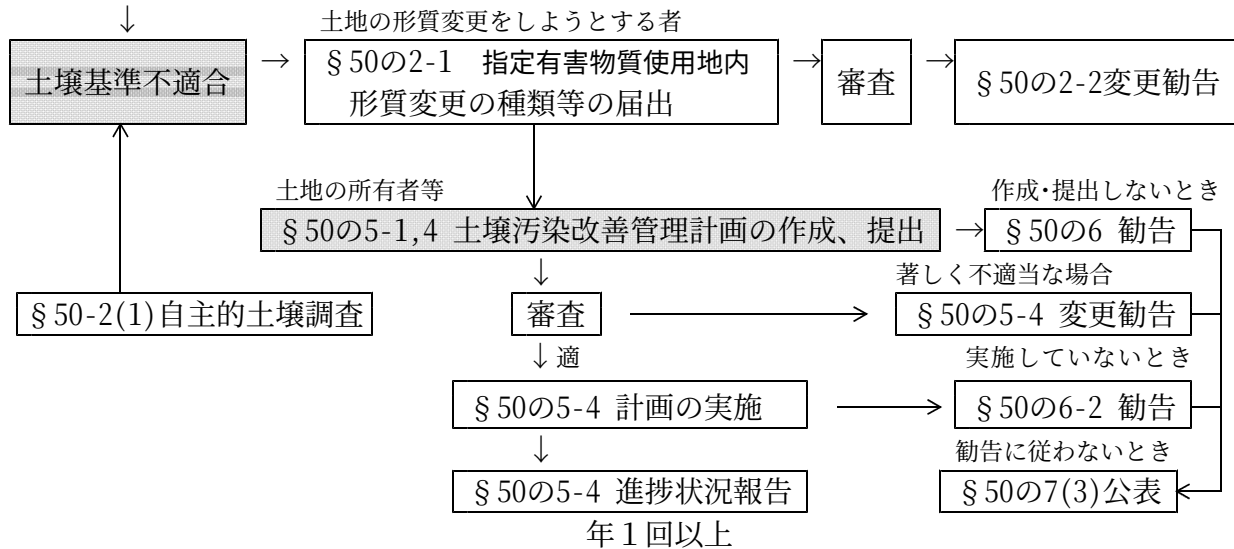
- (4) 当該指定有害物質使用地のうち土地の形質の変更に係る部分の深さが3メートル以上であること。

事務手続き

1. 指定有害物質使用特定施設の廃止の調査（横だし施設） 土壌汚染対策法の方法を適用
2. 土地の形質変更時の調査（第50条）
 - (1) 指定有害物質使用地台帳を調整 対象者には文書通知する予定
 - (2) 土地の形質変更時の調査
土壌汚染対策法に規定する指定地域内における形質変更に係る規定に準じる。
ただし、調査の対象外とする軽微な変更については、面積要件を緩和

【土地の形質変更の届出等】 第50条の2

※ § 50の3 形質変更の着手の制限



指定有害物質で汚染のある土地

{	使用地内	→ 条例	第50条の2
	使用地外	→ 土壌汚染対策法 第4条適用 → 指定区域	

(土地の形質変更の届出等)

第50条の2 土壌調査において土壌の指定有害物質による汚染状態が土壌基準に適合しない指定有害物質使用地内で土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 土壌汚染対策法第7条第1項または第2項の規定による命令に基づく汚染の除去等の措置として行う行為
- (2) 第50条の5第4項において準用する第29条の9第6項の規定に基づき実施する行為
- (3) 当該指定有害物質による汚染について、土壌汚染対策法第7条第4項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められる土地において行う行為
- 2 知事は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る土地の形質の変更の施行方法が、規則で定める基準に適合すると認めるときはその旨を当該届出をした者に通知するものとし、規則で定める基準に適合しないと認めるときは当該届出を受理した日から14日以内に限り当該届出をした者に対し当該届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を勧告することができる。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

→ 土壌汚染対策法の指定区域内の施行方法に準拠

規則第29条の11 条例第50条の2第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌または指定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 土地の形質の変更に当たり、汚染土壌（第29条の9の基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する指定有害物質の量に関する基準に係るものに限る。）が当該指定有害物質使用地内の帯水層に接しないようにすること。
- (3) 土地の形質の変更を行つた後、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
- (4) 掘削した汚染土壌の当該指定有害物質使用地外への搬出をする場合には、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 汚染土壌または指定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずること。
 - イ 搬出先において周辺環境に指定有害物質による汚染が拡散しないよう、搬出する汚染土壌の処分方法（平成15年環境省告示第20号）に定める方法により汚染土壌の処分を行うこと。
 - ウ イの規定により汚染土壌の処分が適正に行われたことについて、搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法（平成15年環境省告示第21号）に定める方法により確認すること。

(土壤汚染改善管理計画)

第50条の5 知事は、土壤調査の結果、当該土地の土壤の指定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない場合は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染を除去し、または当該汚染の拡散を防止するための計画（以下「土壤汚染改善管理計画」という。）を作成するよう求めることができる。

ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壤の指定有害物質による汚染が生じたことが明らかでない場合であつて、その行為をした者（相続、合併または分割によりその地位を承継した者を含む。次項において同じ。）に土壤汚染改善管理計画を作成し、実施させることが相当であると認められ、かつ、これを作成し、実施させることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、知事は、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、土壤汚染改善管理計画を作成するよう求めることができる。

3 次に掲げる場合には、前2項の規定は、適用しない。

(1) 当該指定有害物質による汚染について、土壤汚染対策法第7条第1項または第2項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる場合

(2) 以下省略

(土壤汚染改善管理計画)

規則第29条の13 条例第50条の5第1項および第2項に規定する土壤汚染改善管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 土壤の汚染の状況

(2) 汚染の除去または汚染の拡散の防止を行う区域

(3) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の方法

(4) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の工期

(5) 汚染の除去または汚染の拡散の防止の期間中の環境保全対策

2 条例第50条の5第4項において準用する条例第29条の9第6項の規定による土壤汚染改善管理計画の進捗状況の報告は、年1回以上行うものとする。

第4章 雑則

●水質汚濁の拡散防止への配慮(第53条の2)

●排出水の排出の方法(第53条第2項)

自主検査について

●：測定

	平成20年度 H20.8	平成21年度 H21.4 H21.8	平成22年度 H22.4 H22.8	
①	●	●	●	適
②		●	●	適
③	←~~~~ 1年以上	~~~~→ ●	●	不適
④	●	● ←~~~~ 1年以上	~~~~→ ●	不適

平成19年度に改正した条例・規則等

<条例・規則>

○滋賀県公害防止条例

- ・平成19年10月19日改正（平成20年8月1日施行）
→地下水、土壌汚染に関する規定の追加
- ・平成20年3月28日改正（平成20年8月1日施行）
→総量規制関係に関する規定の削除

○滋賀県公害防止条例施行規則

- ・平成20年3月31日改正（平成20年8月1日施行）
→地下水、土壌汚染に関する規定の追加
→ほう素、ふっ素、および硝酸性窒素等の排水基準の改正
→届出様式および分析方法の改正等

○滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

- ・平成20年3月31日公布
→平成19年10月19日に改正した公害防止条例の施行日を平成20年8月1日と規定

○滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則

- ・平成20年3月31日改正（平成20年8月1日施行）
→届出様式、分析方法、排水基準適用区分等の改正

○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

- ・平成19年10月19日改正（平成19年10月19日施行）
→ふっ素の排水基準の改正
- ・平成20年3月28日改正（平成20年3月28日施行）
→畜産農業に係るりんの排水基準の改正

<告示>

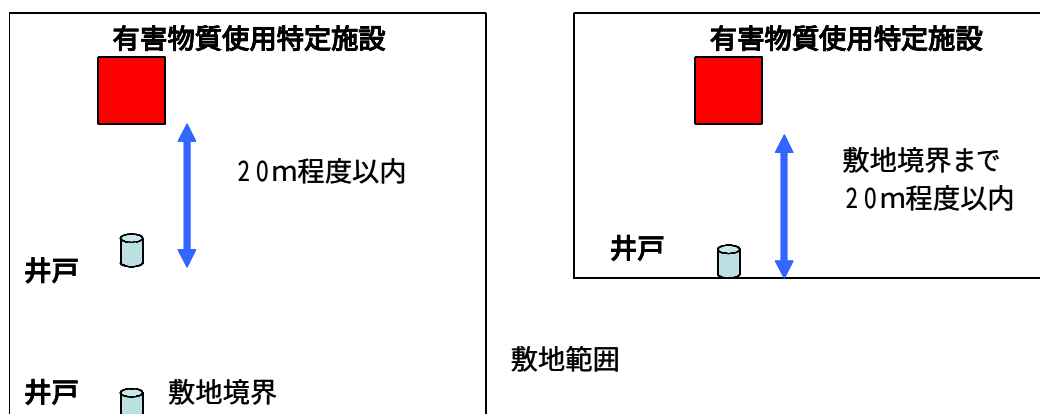
○滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則に基づき知事が定める排水基準に係る検定方法および排出水の量に係る測定方法（昭和60年滋賀県告示第411号）の廃止

- ・平成20年3月31日公布（平成20年8月1日）

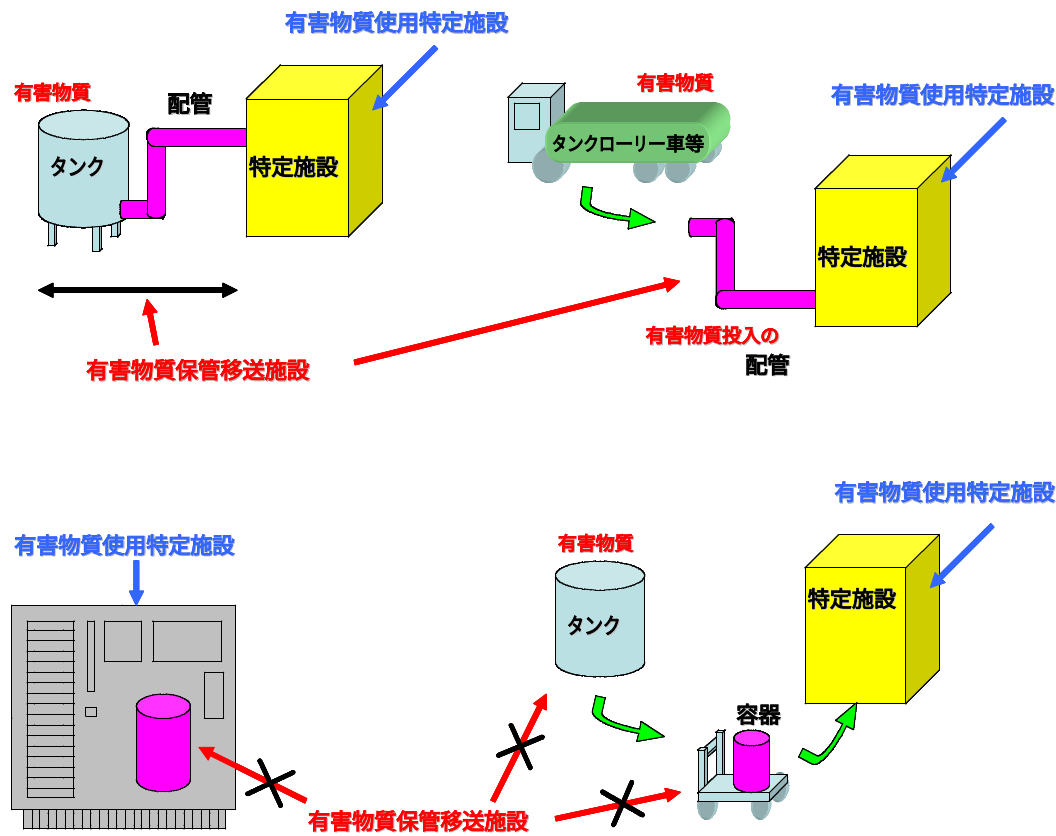
○化学的酸素要求量、窒素含有量および燐（りん）含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定

- ・平成20年3月31日公布（平成20年8月1日施行）
→湖沼水質保全特別措置法の改正・湖沼水質保全計画の策定に伴う汚濁負荷量規制基準の改正

監視井戸の配置（例）



有害物質保管移送施設のイメージ図



監視井戸の配置（例）

